

和漢年號字抄と東宮切韻佚文

岡 田 希 雄

一

仁明天皇の嘉祥の頃、皇子にて皇太子にて坐しました道康親王（父帝嘉祥三年三月二十一日に崩御ありて踐祚し給ふ。即ち文徳天皇であらせられる）の東宮學士であつた菅原是善——三十六歳より三十九歳に至る四間の事である——が、恐らくは東宮の御下命、若しくは御徳憑により編纂したのではあるまいかと想像せられる東宮切韻（恐らくは二十巻のものであつたらう）は純粹の韻書であり、國語の訓註は無かつたものであるため、書物としては支那人撰述の韻書と何ら異なるところも無いと云ふので、國語學史の方では殆んど問題にせられないものではあるが、しかし廣く日本辭書史と云ふ立場から云ふと平安朝初期の唐風心酔漢學隆盛期の大著述として大いに注意すべきものである。又國語の訓註は施されては居ないとは云ふものゝ、漢字に假名を當てる場合に、即ち訓を施したり、又音を施したりする場合には、其の漢字の音義が明らかでなければならぬのは云ふまでも無いから、そこで古き點本や、古き時代の假名音訓註ある辭書や音義を理解するにも、東宮切韻が理解を助ける資料と成るのは勿論だから、何れにしても東

宮切韻の性質を明らかにする事は、よしや佚書と成つてしまつて居るとは云へ、必要な事である。そこで自分は、本書に就きて多少考察もして見たので一文を草し、發表機關の都合上、「東宮切韻攷」と「東宮切韻佚文攷」との二篇に分ちて、前者は本誌の五月號で發表したのであつたが、後者は未だ機會が無いので、發表せずに居る。^註しかして自分が此の二篇^{實は一篇であるものな}を脱稿したのは本年の三月十九日であり、其の時は、東宮切韻を引く事に於いて最も分量が多く、従つて最も重要視すべき和漢年號字抄はまだ眼福を得て居らず、たゞ畏友某氏^{某氏の御注意により、こ}に乞ひて得た教示を基として「佚文攷」を物し、又「攷」をも書いたのであつた。ところが此の七月中旬に至りて、自らの和漢年號字抄の新寫本を見、さらに其の新寫本の底本たる現存唯一の古寫本を拜見すると、東宮切韻攷で述べて置いた事を訂正する必要も生じたので、前の「攷」を訂補しがてら、此の貴重な和漢年號字抄の紹介を試みようと思ふ次第である。（註。立命館文學十一月號に出た）

和漢年號字抄の名や、其れが東宮切韻の佚文を引用して居る事を自分が知つたのは、大矢透博士の名著韻鏡考に二^一度^一引用せられて居るのを見てよりの事であり、昭和四年四月の「萬葉集仙覺抄所引古辭書に就いて」の東宮切韻の條にも、年號字抄の名は舉げて置いたのであるが、井蛙の身久しく眼福の機を得ず、今年東宮切韻攷を物するにつきて、せめて其の面影なりとも知りたいと思ひ、さてこそ畏友某氏を煩はして、史料編纂所の新寫本について要點の教示を乞うた次第であるが、幸ひにも、七月中旬に史料編纂所の新寫本を見せて頂き、數日後には其の原本たる前田侯爵家の古寫本の拜見をも許されたのであつた。此の一文を物するに當り史料編纂所本の閲覽につきては、新村出先生、所長辻博士、また前田侯爵家の御藏本の拜見に關しては、池田龜鑑氏、前田家の永山・小此木兩氏、並びに係員の方に

深甚の謝意を表する。

二

和漢年號字抄は、今のところでは恐らくは前田家の古寫本と、其れを影寫して「明治十八年五月華族前田利嗣藏書ヲ寫ス 三栗中實膽寫 大草達成校」三行に書す、達成の下に大草の認印を捺すと奥書を加へた史料編纂所の新寫本との二部あるに過ぎないのであらう。新寫本は影寫本であるが、突き合せて比べたので無いが影寫だと考へて居る。古寫本の用紙の紙幅が廣くて、現在の美濃紙では紙幅が足りないのので、行數を少くし、新寫本では原本の十二行を九行にし、餘分の三行は順次に次ぎへ送つて居るので、古寫本と新寫本とは、行數と丁數とに於いて相異がある。

さて本の體裁を説明するに當りては古寫本による事とし、時々必要に應じて新寫本を參照し比較する事とする。古寫本とか原本とか云ふ場合、又は何とも云はぬ場合には前田家本の事であり、新寫本の時はず新寫本と呼ぶ。

前田家の古寫本和漢年號字抄は、縦一尺四寸、横一尺九寸の奉書の包紙を折り疊んだ中に包まれて居るが、其の包紙の表には行書や草書の達筆にて

古筆中

但上品ナレバ本ハ不宜故中トス

西三條家筆

註。上文の意味は、年號字抄が古筆として上等であるけれど、本（體裁と云ふやうな意味だらう）が直しくないから中等とすると云ふ事であらう。西三條家筆と云ふは、實隆の筆であると云ふ事らしいが、後述の如くに、實隆の筆では無い。

和漢年號字抄 一冊

と書いてある。和漢年號字抄一冊の八字は筆太に濃く書いてあるが、他のものは墨色や、淡く「古筆中」の下に註文

の如きは、「不宜」の二字以外は手擦れにて不明と成つて居るが、新寫本ではこれが不明瞭と成らぬ時代の影寫であつたと見えて明瞭に書いてあるから、其れに従つて記したのだ(但し新寫本では、右の包紙の記入は、扉への記入と成つて居り、しかも包紙の記入であると云ふ斷書は全く無いのである)。前田松雲公が古書を蒐集せられる時、三條西家と親しみ、其の舊記古書類を借覽して居られるから、本書も其の頃三條西家より譲渡を乞はれたものであらう。

さて本其のものは縦八寸七分五厘、横七寸三分の普通の綴本にて但し是は新しく製本し直した時紙、題箋は無い。嘗てあつたか何うかも知らぬ。本文の用紙は粗末なものにて袋綴である。水しみもあり、虫損もかなりありて虫損のところには裏打が施してある。但し一枚全部に裏打を施したものは無い表書皮の裏に當て、ある見返しの紙は本文と同じ

用紙で、其の次ぎに白紙が一枚あり、其の次ぎの表頁より目次が記されて居り續いて本文が始まるのだ。墨附五十七丁、其の第五十六丁目表頁の中程より少し手前にて本文は終り、其の紙の残り一頁半以上は空白にて、さて第五十七丁の表頁に

□□ 隆盛 本令書之畢可祕藏也

于時享徳二年九月日

前内大臣

從一位判

左府禪閣實量公也

以右本誂泉湧之僧聖源法師令書寫之

不審之字等追而可改正者也

文明□亥春三月 日

諫議羽林(花押)

と云ふ識語があり、質量公の文字のこと後述す其の次の紙は裏の書皮に糊づけと成つて居るが、其の紙は古い紙ではあるが、本文や識語の紙とは別種のものにして、はるか後に製本の時に、似つかはしい古紙を補うたものらしい。故に本書の紙で文明の書寫當時のまゝのものは、墨附五十七丁と、表書皮の裏の紙、其の次ぎの白紙との五十九丁である。

三

さて右の識語の文句につき説明すると、第一行の隆盛の上の二字は官名であるやうだが、第一字は新寫本では明白に「計」と成つて居るが、原本では旁（かたがは）のところに墨のにじみと虫損とがありて、十の形であるとは見られず、故に「計」であるとはとても斷言できないのである。又第二字は是れも虫損あつて不明にて、新寫本では「外」字であるかの如くだが、原本で見ると左の方は外字の夕に當るのか其れとも行人篇かも知らず、旁は外字の第五畫と見えるものゝ、實は上の言篇の字の末畫で無いかとも思はれるのである。要するに、此の二字は不明だ。此の二字の上は破裂もあるからなほ二字位あつたものかも知れない。さて此の隆盛は、尊卑分脈五の五六頁に「按察使、權從一、參議、母隆仲卿女、寛正七二廿一薨」とある人であらう。父よりも出世して、從一位、前權大納言、善勝寺長者として、寛正七年二月二十一日に薨じて居る。南朝の忠臣四條隆資の統とは別であるが、やはり四條家の人である。補任では應永三十一年より見えるが、其れ以前の官歴は記されては居ない。次ぎに第二行の左府禪閣の下四字は、右へ寄せて一層小さい字で書いてあるのであり、「質量公也」の量字はまだ量字らしく見えるが、上の字は、極小字にて字形が判り

かねるのである 但し後に述べる如く推定により實字と定めた

さて此の前内大臣從一位とは誰れか。此の時從一位前内大臣としては藤原信

宗・時房・公名・實瀧・公保・實量の六人が居るのだが、是れら六人の後の官歴を検するに、信宗・時房・公保は内大臣で

出家し、公名は左大臣を経ずして太政大臣を拜して辭し出家し、實瀧は左大臣と成つて出家して居るから、實量だけ

が残る。しかして此の人は、長祿三年十二月八日左大臣に任ぜられ、翌年七月二十七日に辭し應仁元年十月、五十三

歳で出家して居る 尊卑分脈によると文明五年十二月、六十九歳で薨す しかし此の人も亦、關白には任ぜられては居ないのである。故に此の人も

實瀧と同様に「左府禪閣」に當る人で無い。と云ふよりは、享德二年に從一位前内大臣であつた人で、後に左府禪閣

と呼ばれ得る人は全く無いのである。だが、後人が「□量公也」と註して居るのを、實量と結びつけると、「實量公也」

の事である事は明らかであり、不明の字も、成る程實字と讀めない事も無い。其の上此の人は長祿三年に左大臣に任

ぜられた時は、關白教房が位階に於いては下駒であつたので、補任に「以左大臣可押關白上、依位階上駒也、關白一座

宣下」とある通りに、優遇せられたのを考へ合はせると、左府禪閣と云ふ風に誤られる可能性もあるのだから、結局

此の實量を擬して可いのだらうと考へる。此の人は、右大臣公光の子であり、十六歳で從二位に叙せられて居る幸運

兒である。三條家の嫡流であつた。享德二年の頃は、隆盛は散位の正二位前權大納言五十七歳であり、實量も散位の

從一位前内大臣であつた。次ぎに第三行の聖源法師は新寫本では法印と成つて居る。此の人の事は判らぬ。第四行の

文明の下の二字の中、上字は虫損で全く不明だが、下字は虫損は有り乍らも亥字である可き事は明らかだから、こゝは

文明己亥云々である。諫議羽林は參議にて近衛の大中将であつた人だらうが、文明十一年には將軍義尚十五、藤原公兼歲

同季經、同實隆の四人が相當する。しかして、此の中實隆が、國文學研究史では最も有名であり、其の上、此の前田

家本が「西三條家筆」のものなる事を思ふと此の諫議羽林が參議右近衛中將の實隆である事は確實であらう。花押からでも實隆である事が云へるだらうと思ふが、花押蓋の類が手許に無いので今のところ檢して居ない。此の二種の奥書の筆致や墨色は、享徳二年云々のものは、本文と同じである

が、文明己亥云々のものは、軟い筆意で草體が主であり、墨色もやゝ淡い。泉涌寺の僧聖源に頼んで實隆が、實量——實

隆にとりては宗家に當る——の奥書ある本を一筆で書寫せしめ、其れに實隆が奥書を加へたものが、前田家の古寫本である。實隆は二十六歳であつた。實量・隆盛・聖源の事、又本書が實隆が寫さしめた時の事情などは、實隆公記に註二。記してあるだらうとは考へるが、これも、同書が手許に無いので未檢である

さて本文は大字の所と、割註の細字の所とあるが、大字は一頁十二行、割註は無論倍の二十四行である。しかし、普通の美濃紙では十二行も書けないので、新寫本は九行として居り、終り三行は順繰りに次ぎへ／＼と繰り下けられて居る。割註の文字は一行三十三字乃至三十六字位で、やゝ右肩下りの克明な楷書又は行書字體である。墨色も濃い。

全部一筆だが、下卷承字の所の漢家の嘉承の下に「嘉定大宋今上寧宗皇帝」と云ふ押紙が存するが極めて新しいものであり、こゝに嘉定の年號が有る可きで無いから問題にはならぬ。後人が異筆で記入したこと明瞭であるものは、左の如きものである。註一。讀史備考所見の花押とは大體殆んど同じである。註二。實隆公記を檢したら、文明十一年三月の條に、年號字抄の事は見えなかつた。

○中卷の文字の所に「文和」を挙げ「花園院四年」と記して居るが、其の花園の左側に消す印を施し、右側に後光嚴と註して居るが、此の三字は異筆である。(和字のところでは「後光 四年」)とあり、嚴字は脱して居る

○下卷の弘字の條「漢家」の所に「弘治大明」とあるもの、「本朝」の所に「弘治後奈良院」とあるものも前の後光嚴と同筆の如く見える。

寛字の條に「寛元二院四年」とあり「一院」の右肩に「後嵯峨」とある三字も別筆である。

四

さて本書は一冊本だが、内容は三卷本にして、和漢年號字抄と云ふ書名が示す通りに、和漢の年號に使用せられて居る文字を羅列し、其の文字を天・雲・露と云ふふやうな字は天象に屬せしめ、鳥・鴻・雉などは動物に屬せしめると云ふ風に十三類に大別し、天字で云へば、其の天字の漢字としての音義を東宮切韻を引きて註して次ぎに天字を有する年號を「漢家」「本朝」に區別して大體年代順に列舉し完全な年代順で無い事は、天字の所の例でも判る。網羅で無い事も直ぐ判る。其の年號を使用した天子の名、天皇の御名、年號の續いた年數を示すと云ふやり方にして、全く、和漢の年號に使用せられた文字の意義分類體辭書と云ふ可きである。

各卷は新しい紙の表頁よりはじまるが、各卷頭に目次がある。内題と共に示すと左の如くである。丁數は無論今施したものである。

和漢年號字抄上(原本二十丁
新寫本二十六丁)

天象

天雲 露陽 歲曆 朔節 景炎

地儀

地國 河道 宅

植物

禾

動物

鳥 鳳 鴻 雉 雀 龍 鱗 象 × 龜

(希云、×の所へは鹿の上に書き、下に加へ書いた文字が来る。本文では標出字として、虫損があつて完全な字形では無いが鹿の下に段を書いた文字と成つて居り、東宮切韻佚文の中では×字と成つて居る)

人倫

皇 君 神 靈 聖 老

人體

音 足

人事

仁 壽 福 德 祿 慶 瑞 祥 喜 嘉 禧 禎 政 宣 祚 孝 運 意 業 儀 義 功 化 爵 武

狩 興 感

和漢年號字抄卷中 (原本十三丁 新寫本十三丁)

雜物

寶 璽 銅 鼎 章 文 字 冊 符

(希云、鼎字は元鼎・寶鼎の二年號によつて出て居るのだが、字形は今のとは大いに異つて居る)

光彩

和漢年號字抄と東宮切韻佚文(岡田)

光青黃赤白朱白明

(希云、こゝに白字が二度出て居るが本のまゝである。本文で何うなつて居るかは檢するのを失念した。)

方角

乾上中初始後端本

員數

五万大重

(希云、本文では大のところは大太兩字あり、万の所も万萬兩字あり)

和漢年號字抄卷下

(原本二十六丁
新寫本三十五丁)

詞字

建元封征和

(希云、本文では和倭兩字)

平康安保泰綏甘永長寧嘉延昭正咸熙曜

昌隆豫普徽通同清承定貞至賜常眞廣弘成開歡顯調淳紀垂

授載如登昇久視極應會順復祐治豐崇養勝護寬衡靖雍啓證

拱統嗣監紹惣亨有

(希云、咸字、目次には盛とあるのだが本文によつて改む。靖字も清とあるのだが本文に
より改めた。和の本文には和倭二字、昇の本文には昇升二字あり、勝の所には舟局に券

を書いた、
字もある)

國名

漢齊唐

要するに和漢年號字總計一七四字を十三類に分類したのである。本文は右の目次の最終の行のすぐ次ぎの行よりは

じまるもの^{上下の二}と、二行あけてはじまるもの^{中巻}とがある。本文の體裁を示すに當り「天象」の天字に就きて例を

舉げると左の如くである。東宮切韻を引くには割註にして居るが、今は印刷の都合上、標出の文字と同じ大きさの活

字で示す。本文は新寫本による、抜書を持參するのを忘れた・め原本で校合する事できなかったから、斷つて置く。なほ讀點は無いが今加へたのである。漢學の素要無き故、讀み得ない所もある。誤讀もあるだらう。叱正を望む。異字を今の字に改めたものもある。なほ誤字もあるらしいが、今は檢する事も出来ない、他日は正する。

先

東宮切韻云、陸法言云、他前反、釋氏云、顯也、顛也、古作△×、麻果云、說文元氣未剖、混而爲一、清濁

既分、謂之兩儀、陸岫云、在上故謂之顛、居高而顯、從一大、祝尙丘云、上玄、孫愐云、鎮也、清氣上浮爲

天、爾雅穹蒼々天也、春爲蒼天、夏爲昊天、秋爲旻天、冬爲上天、又姓、莊子有天根、李顯云、人姓名也、

孫仙云、至高無上者、案元氣剖判、清濁異流、濁者爲地、清者爲天、故從一生、無所不覆故稱大、釋名、天坦

也、禮記、君天下曰天子、沙門清徹云、主也、今案、毛詩長詩云尊而君之則稱皇天、元氣廣大則稱昊天、仁

覆愍下、則稱昊天、自上臨下則稱上天、據遠遠視之則稱蒼天、大戴禮、禹平九州、戴九天、周易其人天則爲

李長曰繫◎、曰天、顧野王案謂顛也^{△の所へは一△一を縦に並べた字。×の所へは門の中に△を書}
^{（き下に△を書いた字、◎の所へは各を扁、頁を旁とした字が来る）}

漢家

天 漢 漢武帝四年 天 冊 吳孫皓一年

□ 紀 同五年 天 監 南朝 梁高祖十八年

天 喜 南 陳文帝六年 天 康 同一年

天 賜 同六年 天 安 同 後魏顯祖一年

和漢年號字抄と東宮切韻佚文(岡田)

□ □ 同一年 天 興 北朝 後魏太祖六年

天 平 同 東魏孝靜帝

天保	同後魏明帝廿二年 北齊顯祖十年	天統	同北齊後主五年	天和	後周武帝六年
天授	唐則天	天冊萬歲	同	萬歲通天	同
光天	唐睿宗	天寶	唐玄宗十五年	天復	唐昭宗三年
光天	唐睿宗	天寶	唐(希云、口字の 無い形である)	天成	五代唐明宗四年
天福	同晉高祖七年	天祚	僭主揚公密	天禧	大宋眞宗五年
天德	口主王延政七年	應天	僭主劉守光十四年	天聖	大宋仁宗九年
天曆	太元文宗二年				

本朝

天平	聖武天皇廿年	天平感寶	孝謙天皇 年內改之	天平勝寶	孝謙天皇八年
天平寶字	同二年 淡路廢帝六年	天平神護	稱徳天皇二年	天應	光仁天皇一年
天長	淳和天皇十年	天安	文徳天皇二年	天慶	朱雀院九年
天曆	村上天皇十年	天徳	同四年	天祿	圓融院三年
天延	同三年	天元	同五年	天喜	後冷泉院五年
天仁	鳥羽院二年	天永	同三年	天治	崇徳院二年
天承	同一年	天養	近衛院一年	天福	四條院

〔註〕右の中、標出文字天字の右肩の先は朱筆にて韻を示す。孫皓の天冊の次ぎのは虫損はあるが、かすかに残れる文字に

より天璽なる事は明らかだ。次ぎは天紀。天璽の次ぎのは何であるかは知らぬ。光天・天寶が二つ見えるが左側のは、抹消の記號がある。天徳の下に虫損の字は、人偏が残つて居るから借字である。序乍ら漢家の年號では、宋寧宗頃までの年號として十六七も漏れて居る事は、有り合はせの年表の年號索引を見ても直ぐ判る事である。

朱筆としては、目次中の文字の或るものについて其の肩に斜めの朱線を施したり、又例として挙げられた和漢の年號の或るものゝ右肩に斜めの朱線を施したもの、本文中の標出漢字の右肩に韻を註記したもの、四聲を註記したものなどがある。しかし、これらは、何れも必ず何れにも存するのでは無くて、極めて小數のものに存するに過ぎない。頭註と云ふやうなものも無い。(新寫本では、茶色筆や藍筆の書入れがあるが、然う云ふやうなものは、原本には全く見えないものである。又新寫本には虫損などで文字の闕けた所を補うたりして居るが、原本には無論然う云ふ事は無い。)

治字の所、新寫本では「後深草院二年建治々々々々三年徳治後五條院四年」とあるが、此の年號は後宇多院御代のものである。

徳治の下に後五條院とあるはむろん誤りである。原本では五に當る所に虫損がありて、二か三かに見えるので、新寫本の筆寫者はさかしらにて五としたのだが、徳治は後二條院の御代の年號である。二年續いた。

下巻の終の方に成ると、一字乃至二字三字位の分量のものが、卵形や楕圓形で示されて居るのがまゝある。其れらは即ち虫損痕を模寫したものである。此の痕形を模したのが實隆本の筆者聖源であるか、前内大臣從一位實量本の筆者であるか、或ひは其れよりも前の轉寫者であるかは判らぬ。

以上述べたところにより本書の體裁は大體明らかに出來たと思ふ。

ところで、本書は和漢の年號字一七四字を擧げて、一々東宮切韻のみを引いて、其の文字の音義を述べて居るのだから、東宮切韻の引用度數は、文字の數と一致して一七四度である可きだが、事實は然うでは無く、其れよりかなり

に多いのである。其れは何うして然う成つて居るか云ふと、同じ文字に就いて二度又は三度東宮切韻を引く事があ
るからであつて、斯う云ふ事は、屢々あつて珍しくは無い。例をほんの少し舉げると左の如くである。韻字は皆韻
字に改めた

景 東宮切韻云、郭知玄云、光所照、亦作景。釋氏云、日晷又圖寫之形像、薩响云、日影、又大夫象□□詩曰、

介尔景福、景大也、新定儀注納皇后、皇后至席後尙冠吉々卽霧縠□也諡法布義、孫強曰景倒、景者、如淳郊祀
志注、在日月之上日月乃從下照、故其景倒、亦角姓也、亦景慕也、孫愔云、人姓、齊景公之後也、出宜陽郡、

孫仙云、又於丙反、今案、毛詩景行々上、箋云、景明也。(孫字は旁虫損にて偏は子であり、強字は旁の右半分が
失はれて居るが、意を以て孫強と明記したのである)

景 東宮切韻云、仙云孫說文、光也、又几影反、(仙云孫は孫仙云
の誤りだらう)

炎 東宮切韻云、陸法言于廉反、炎熱、又餘念反、釋氏云、火氣也、焰也、薩响云、燒也、字象形、麻杲云、說
文、火光上出、孫愔云燒也、亦海中之州名、出不灰之木、食火之鼠、孫仙云、毛詩、炎々熱也、字林、捺冉
反、火光上盛、今案、尙書火炎、崑山玉石俱焚、是也、

炎 東宮切韻云、釋氏云、于黔反、熱也、火氣也、又于廉反、

炎 東宮切韻云、釋氏云、火華、王仁昉云、熱、又于淹反、今案、尙書火炎、崑山玉石俱焚、是也、

壽 東宮切韻云、郭知玄、長年、薩响云、亦時又反、上酒於尊者、麻杲云、年壽也、亦久也、南州異物志、靈壽

木名、生日南、靈壽縣、固以爲名、長不過八九尺、圍不過三四寸、生枝白本至末如繩、自然合枝制、郭璞注
山海云、似竹、漢書、哀帝賜大師孔光、靈壽枝、孫愔云、孝也、又複姓、燕王旦、遣壽西公主蘇林主壽西、
亦州郡名、孫仙云、韻畧、老壽也、正作者△、從老、今案、尙書、五福一曰壽、孔曰百廿年也、爾雅角亢爲

壽星、郭璞曰、列宿之長、故曰壽也、古文作 ∇ 、玉篇作者 $\times$ （固は因字の誤り、山海の下は經字あるべきか。△の口をあてはめた形の字が入る。 $\times$ の所へは主としてかこんだ字が入る。▽は視の下に土を書いた字。）

壽

東宮切韻云、韓知十云、久老也、薩岫云、又壽星歲次名、又上酒於尊者、又以金從酒、麻果云、長年也、史記、武安起爲君壽、如淳曰、上酒爲稱壽者、又以金帛從之、故嚴仲子以金爲壽政母壽、又音受、孫愐云、壽考也、孫仙云、尙書、五福一曰壽、百二十年也、正作 ∇ （此の作字の下に文字無し）

和

東宮切韻云、陸法言云、胡過反、釋氏云、合也、諧穆也、武玄之云、叶、薩岫云、調味也、會同也、又胡課反、聲相應也、麻果云、順也、余正笙小者、謂之和、郭璞注云、十三簧也、史記三笙一味而成、季處云、小者聲少音和也、鄭玄云、三人吹笙一人吹和也、周禮、雲之瑟雲和、山之名也、東京賦叙和樹被叙比也、和者軍左右門名、亦羽姓也、漢有和武、祝尙丘云、順也、剛柔中所、孫愐云姓也、出汝南河南二望、又複姓有和稽氏、後改爲綾氏、孫仙云、說文相應也、韻畧諧合也、周禮、和不剛不柔、今案毛詩、既和且平、笙云、以可否相憎日和十一、（爾雅の事）

倭

東宮切韻云、陸法言云、烏和反、東海中女王國、長孫訥言云、荒外國名、薩岫云、又於危反、順貌、祝尙丘云、倭人東夷國、古有百餘國、在大海中、依山鳥爲國、又有女王國、亦倭類、此國漢靈帝時、曾以男子爲王、國亂不定、乃以女子爲王、遂定其策、渡海中里有倭國、孫愐云、從貌、東海中日本國也、今案山海經、蓋國有倭北、郭璞曰、倭國在帶方東大海內、以女爲王、俗无針切、以丹朱塗身、不妬忌、男子數十婦十、（希云山鳥ま）

和

東宮切韻云、陸法言曰、胡臥反、曹憲云、聲相應也、見詩、釋氏云、又胡戈反、穆也、合也、麻果云、詩云、

和漢年號字抄と東宮切韻佚文（岡田）

唱予和汝、爾雅、徒吹日和、王仁昉云、應哥、孫愐云、姓、出汝南也、沙門清徹云、讚和、今案周易、鳴鶴在陰、其子和之、論語子與人歌而善、必使反之、而後和之、泣是也。

斯う云ふ事は何故あるか。和倭の如きは、字形が異つて居るから尤もであるとも云ひ得るが、他の例に至りては何故か判らない。同じ文字で、四聲を異にするに従ひ音義が異ると云ふのであるならば理由もあるが然う云ふものでも無い。要するに、何故二度又は三度東宮切韻を引くのであるかは、解しかねる。

五

がとにかく、斯くの如くに東宮切韻を引き、しかも東宮切韻以外のものは、全く引いて居ないと見られるのである。しかして東宮切韻を引くには、概して、全文を引き省略して引く事はないもの、如くである。故に本書所引の東宮切韻佚文によりて、東宮切韻の音義註の有りのまゝの姿が判ると思ふ。東宮切韻を引くものとしては、僅か二十二種ぐらゐのものが知られて居るに過ぎないが、其の中で最も注意すべき信瑞の淨土三部經音義集四卷の如きは、東宮切韻をかなり忠實に引いて居るもの、如くに見受けられはするが、註釋全部が漢文であるため其の引文が何所まであるか判らない憾みがあつた。しかし、此の年號字抄に於いては、概して引文の全文が東宮切韻の文句であると認めても可いやうだ。だから此の事により、東宮切韻の音義註の體裁を確實に知り得るのである。佐賀東周氏は、主として信瑞音義の引用文によりて、是善は、各字につき先づ十四家の説を引き、其れで足りない場合には、更に「今案」と標して、某書に云々と云ふ風に註して居ると述べられたが、其れは、自分が信瑞音義で檢した場合には、佐賀

氏のやうに明確に斷する事は出来ないで、其の由を東宮切韻攷でも述べたのであつたが、今年號字抄を見ると、いかにも今案とあるものは多いから、年號字抄に據る時は、佐賀氏の言を認める事は出来るのである事が判つた。しかして其の今案と云ふ中に引かれてある書名や人名を、無秩序に列記すると

禮記、毛詩、毛詩箋、毛詩傳、春秋、公羊傳、左氏傳、說文、尙書、國語、大戴禮、周禮、周易、楚辭、孟子、方言、論語、史記、漢書、老子、莊子、墨子、考工記、爾雅、韻圃、韓詩、釋名、廣雅、白虎通、玉篇、山海經、司馬法、抱朴子、魏志、鄭玄、杜預、王肅、賈逵、顧野王、王逸、應劭、如淳、孔、何晏、李長、韓康伯、司馬彪、何休、

などがある。此の中、顧野王や玉篇を引いて居るのは三十條程あるが注意すべきであらう。

六

さて此の書何時頃の著述であらうか。序跋署名と云ふやうなものは全く無いので、時代は全く判らないが、たゞ本書が年號を類聚した書であるために、其の年號の新しい所を注意しさへすれば、直ぐ著述年代の見當がつく筈のものである事は、書物を見ないでも想像がつくのだが、本書を親しく手に取り見れば、やはり其の通りである。だがしかし、著述年代の推定は輕々しくは云へないのである。其は何故かと云ふに、著者が年號を類聚雜列するに當り、著述年代に最も近いものを挙げるだらうと云ふ事が容易に豫想せられても、更らに後に成りて、後人が轉寫する時に原著者によりて記入せられ居りて著述年代を推定するに役立つ重要な年號をば、何かの事情で寫し脱す事もあらうし、

其の反對に、其の書が著述せられてより後の年號であつて、其の著述中には見える筈も無いものを、後人が勝手に補入する事も有りさうな事であるからである(此の類の事としては、著者自身が、著述後の年號で自分の存生中に定められた年號を、順次記入して行く事も考へられる)。しかして普通は後者の例の多かる可きは云ふまでも無いから、斯う云ふ年號關係の書籍でも、案外、其の著述年代を定めるのが厄介である可き事が豫想せられるのである。そして本書に於いても正しく其の通りであつた。寶德・享德頃のものか、との教示を受けたのも寶德・享德が、本書記載の年號としては最も新しい年號であつたが爲めであるが、年號字抄を親しく手に取りて調べて行くと、成る程寶德・享德の年號は見えて居ても、其れが原著者によりて記された年號として最も新しいものであるとの推定は出來ず、自分は、これは案外年代の推定が難しい、と感じたのであつた。蓋し左の様な事實があるからである。

德字の所に「元德後醍醐院二年」とあつて次ぎに、永德・至德・明德・寶德・享德の五號が記してあるが、其れらには天皇の御名も年數も記して居ない。寶字の所に「寶治後深草二年」とあつて次ぎの「寶德」は年號名を記すのみである。慶字の所に「正慶光嚴院二年 但廢之嘉慶」とあるのも嘉慶は名のみである。文字の所「文和花園院四年」○希云、これは誤り。既述した。とあり、

次ぎは「延文 文安」とあるのみ。武字の所本朝のは「建武」とあり、中字のところも本朝は「正中」とあるのみ。元字のところは「乾元後二條院一年嘉元同三年元應 元亨同三年(希云同字マ、)元徳同二年元弘同三年延元」とありて南朝の元中は見えない。建字のところ「建曆佐渡院二年建治同六年建長後深草院建治後宇多院三年建武二年」とあるが、南朝の建德は見えない。和字の所は「養和安德天皇一年正和々々五年貞和 文和後光 四年永和」とある。康字の所「康元後深草一年康永」とあるが、北朝の康安・康應は漏れて居る。永字のところ「永仁伏見院六年康永法皇三永和 應永 永享」とあるが、

永和の次ぎに永徳が落ちて居る。「法皇三」とあるは北朝光明天皇の御事で、觀應二年十二月の御薨髪であらせられる。其の光明院の年號曆應を検するに、曆字のところに應字のところに「光明院四年」とある。康永も康字のところに

ろでは註が無い。貞和にも註が無い。安字の所は「弘安後宇多院十年正安」（希云、正安）とある。後伏見天皇の御代。

斯う云ふ風に、年號は挙げ乍らも、天皇の御名、年數を記さぬものはなほ他に例は多い。ところが是れは、本書と

後人轉寫の際の寫し落しと見るは妥當であるまい。しかも何れも鎌倉期極末

しては例外に屬するものであるから、後人の補入と見るのが穩やかであるやうだ。（後人轉寫の際の寫し落しと見るは妥當であるまい。しかも何れも鎌倉期極末

から南北初期、室町期の享徳頃までの年號である。

なほ氣づいたのは少しではあるが、寶徳・享徳までの年號で漏れて居るものもある。是れらも

轉寫の際の寫し落しと見て見られぬ事は無いが、後人の補入なるが故に亂雑であるのだと見るのが穩やかであるかも知れない。要するに斯くの如くであるから、年號字抄に現はれて居る年號は、後醍醐天皇頃よりのものの記し方が亂雑であり、其れらのものは後人の補入で無いかと考へられるのであるが、其れも斷言は此の事のみでは出来ない爲め

に、本書の年代を、年號の新しいものによりて定める事は案外困難と成るのである。

七

ところで自分は、天皇の御名や天子の名の中で、注意すべき書き方のもの二種が存するのに氣づいた。先づ天皇の御名で申すと、「佐渡院」が其れである。佐渡院とは申すまでも無く、承久の亂の結果佐渡へ遷幸しまして佐渡にて崩御遊ばされた順徳天皇の御事でありますが、天皇の御代中の建曆・建保・承久の三號は、六度共に必ず「佐渡院何年」と記されて居るのであり、一つとして順徳院としては記されて居ないのである。天皇は佐渡にしましたので佐渡院

と申し、遷幸後二十一年にして仁治三年九月に佐渡で崩御しまして後も、七年後の後深草天皇建長元年七月に、順德院と追稱し奉るまでは、佐渡院と申し上げたのであつたから、本書が、順德院の御事を、佐渡院と申し上げて居る以上は、まづ順德院と申す御諡號の決定せぬ以前に本書が出来たと見るが至當である。假りに本書の著者が後諡號の決定を、京以外の遠隔の地に居るとか何とか云ふ事情で知らなかつたとか、知つて居たにしても、もし、馴れて居た御稱號にお懐しさを感じ順德院と申すに忍びなかつたとか云ふ事情これは有りさうな事でもあるを考へるにしても、御諡號決定後、餘り年數の經過せぬ頃の著述であると見るのが穩やかであらう。

ところで右の如くに順德院の御諡號が問題と成ると、こゝに同じやうな事情の存する後鳥羽院の御諡號が問題と成る。蓋し、後鳥羽天皇は、承久三年の隱岐遷幸後は、世に隱岐院と申し、延應元年二月順德院崩御三年前の順德院崩御ありてより後

は顯德院と申し、後嵯峨天皇御登極後に至りて後鳥羽院と申上げるやうに成つたのであるからだ。順德院の御諡號決定の前五六年の事だらうところで此の後鳥羽院を、年號字抄が何と申し上げて居るか云ふと、元暦・文治・建久の三號六箇所に見に於いて六度

共に後鳥羽院と申し上げて居るから、本書が御諡號決定以後の著述である事は明白である。後鳥羽院の皇子にて順德院の皇兄にて坐しました土御門天皇も、承久の土佐遷幸後は土佐院と申し上げ、父帝に先立つこと八年にして寛喜三年十月崩御あらせられてよりは土御門院と申し上げたのであるが、此の天皇は無論全部土御門院と記して居る。

文暦三年八月崩御の後堀河天皇、仁治三年正月崩御の四條天皇を後堀河院、四條院と申し上げて居る事は勿論である。

ところで、四條天皇の次ぎに御即位ありて、在位四年で後深草天皇に御位を譲られ、後深草帝が皇弟龜山天皇に御

位を譲られた後は、後深草院を新院と申すに對し、一院の稱を受けられ、龜山天皇の文永九年二月に崩御ありて、御遺詔により後嵯峨院と申すに至つたところの後嵯峨天皇を何と記して居るかは興味ある可き事だが、御代唯一の年號なる寛元の年號について、寛字のところでは「嵯峨院一院四年」と記し、元字のところでは「後嵯峨院四年」と記して居るのは注意すべきである。

序ながら其の後深草院を何と申して居るかを檢すると、「後深草」「三度」「後深草院」「六度」「深草」一度、但し誤と記して居る。殷であらう

さて斯うして述べて來ると、後鳥羽院と申し、佐渡院と申して居る事から、

○後鳥羽天皇に後鳥羽院と申す御諡號を贈り給うてよりは後（御追贈の時期は不明で、大日本史料を檢する時間が無いが、假りに寛元年中^{四年}續くの事として置く）

○順德天皇をまだ佐渡院と申し上げて居たのだから、後深草天皇の建長元年七月よりは前にて、先づ寛元・寶治頃、即ち六年程の間の著述であると見られ得るやうだ。

八

しかして是れは本朝の年號のみを觀察した結果だが、支那の年號も亦注意すべきだ。ところが都合のよい事には、禧字の開禧の條に「大宋今上皇帝三年」とあるのである。しかして此の今上皇帝と云ふのは南宋の寧宗の事であり、我が土御門・順德兩朝頃に當るから、寧宗を基點として、其の後の天子を何と記して居るか調べると、先づ寧宗は

慶元・嘉泰・開禧・嘉定の四號の中、元字の慶元、嘉字の嘉泰・嘉定、禧字の開禧の條の四箇所では「大宋今上皇帝何年」と記し、定字の嘉定の條では「大宋今上寧宗皇帝(年數記)」と記し、慶字の慶元、泰字の嘉泰の條では「大宋寧宗何年」と記し、開字の開禧のところでは「大宋太上皇帝三年」と記して居るのである。是れは注意すべきである。

寧宗の次ぎは理宗後堀河天皇嘉祿元年より龜山天皇文永元年に至るにて寶慶・紹定・端平・嘉熙・淳祐・寶祐・開慶の七號があるが、其れらに現はれた理宗は全部「大宋理宗」である。理宗の次ぎは咸淳の度宗であるが「大宋度宗」である。恭宗の德祐は德字の所では「大宋幼主終百餘日」とあり、祐字の所では「大宋幼主二年」と成つて居る。次ぎは端宗の景炎二年續くである可きだが、年號字抄では漏れて居る。其の次ぎの衛王の祥興二年續く。此の元年に文天祥は捕へられたのであるも亦見えず、其れに續く元の世祖の至元の年號も全く見えない。しかして元の年號としては、天字の天曆の所に「太元文宗二年」とあるのみであり、明の年號は、

弘字の所に、「弘治大明」が後人の異筆記入として存するのみである。これらにより、支那の年號は、南宋の末の方まである事が判る。しかも寧宗を今上皇帝と記して居るのである。寧宗の治世は後堀河天皇の元仁元年までにして、寛元元年より云へば十九年以前の事ではあるが、宋との交通が頻繁で無かつたとすれば、寛元か寶治の頃に本書が著述せられる場合に、支那の年號に關する材料は、寧宗の末年の嘉定までのものしか得られなかつたので、其れを記すに當り、寧宗を今上皇帝と記したのだとしても不思議は無いのである。斯う考へて來ると、天皇の御名の書様を主な材料とし、支那の天子の名の書様を傍證として、和漢年號字抄が著述せられたのは、嵯峨天皇の寛元年中、又は後深草天皇の寶治年中の事にして、恐らくは此の五六年の間の事だらうと推定して可らしい。

従つて、寶治や建長などより後の年號、支那では宋の理宗や度宗・恭宗の年號などのあるのは、著者が後に補うたものも、幾分はあるだらうが、大部分は後人の補記である事が考へられるのである。

九

さて右の如くにして本書が鎌倉時代の寛元・寶治の頃の著述であるらしい事が推定せられるに至つた。ところで自分分は東宮切韻攷の中^{三二}で

引用狀態を検すると、永仁頃の本朝書籍目錄に其の名が見え、南北朝期のものにも少し見え、倭漢年號字抄に引かれ、文龜頃にも管家の人により引かれ、當時はまだ完本か何うかは知らぬが、傳はつて居たものだらう。寛永改元の時や、萬治三年に引用せられて居るのが、孫引で無いとすると、當時も傳存して居たらしい。……萬治より後百年間に於ける佚亡か。

と云つたが、其れは、和漢年號字抄を見ないで、年號字抄所見の年號として新しいものは寶徳・享徳であると云ふ事を知り、其れによりて年號字抄の、寶徳・享徳を去る事遠からぬもの、恐らくは康正頃のものであるらしい事を推定した事が、土臺と成つて居り、康正頃までも殘存して居たのだから、或ひは徳川初期頃までも傳へられて居たかも知れぬと考へたからの言である。然るに今や年號字抄が室町期の寶徳・享徳頃のものでは無くて、其れより二百年も前の寛元・寶治の頃のものらしいと云ふ事が判つたのだから、右の言は全部取消す方が可いと思ふ。故に、若し東宮切韻が眞に全く佚亡してしまつて居るとするならば、其の佚亡した時期は先づ室町初期位であつたかと云つて置く方が安

全であると思ふ。しかして斯く推定する場合には、徳川期に成つてもまだ東宮切韻を引いて居るのをば、孫引であらうと見るのである事は云ふまでも無い。

但し右は、東宮切韻が佚亡してしまつて居ると見た上での事である。が疑うて見ると、東宮切韻が完全に佚亡してしまつて居るか何うかは疑問であつて、何所かに、虫鼠水火の害、及び無知なる人間の破壊力を免れて、零本ぐらゐは残存して居るやうな氣がする。其れを採し出すのは昭和聖代の學徒の責務ではあるまいか。何所かにと云つたところでそれは無論名山石室か摺紳家の書庫で無ければならぬ。だが然う云ふ名山石室や摺紳家の祕藏書を檢し得る幸運の學徒と云へば、其は特殊なる地位に居る極めて少數なもののみであり、其の學徒が、東宮切韻と云ふ名に對して雲烟過眼の情態であるならば、目前に東宮切韻が在りても其の存在は無意味である。假りに東宮切韻の書名ぐらゐは知つて居るにしても、其の零本が不完全な零本にて、題箋は無く、内題のあるところが失はれて居ると云ふやうな場合には、本文を見ただけで其れが東宮切韻である事を看破する事は不可能である。斯う考へて來ると、東宮切韻が假りに零本ぐらゐが残存して居るにしても、其れを見出す事は至難であらうと思ふのである。東宮切韻にとりての伯樂の活躍を望む念が切である。

一〇

本書が寛元・寶治頃の著述である事が判つたが、其の著者の事と成ると、署名も何も無いのだから全く判明せない。本書其のものからは全く判斷する事は不可能である。或ひは他の書物を見たら、何かの書——例へば摺紳の記録類——

——に本書が某と云ふ人の著述であると云ふ事が見えて居るかも知れないと云ふ事は、充分に期待し得る事ではあるが、今の自分には、然う云ふ事を確める暇は無い。そこで、ほんの自分の思ひ付きを述べて見ると、自分は當代の碩學菅原爲長の著述では無いかと疑ふのである。

先づ本書の著者は、斯う云ふ類の書を書く人だから、年號に注意を拂つて居た人で無ければならないが、假りに然う云ふ類の人を、大いに限定して朝廷に關係ある人で、しかも年號に注意を拂つて居なければならぬ人であらうと限定すると、一番に考へられるのは、年號の勘進に關係する朝廷の學者達である。年號を定めるには、文章博士の如き官儒の中の然る可き人が、一人又は數人選ばれ、其れが候補となる年號を數種勘進し、其れに難陳が加へられて最後の決定を見るのが普通であつて、是れらの事は、古事類苑や、續群書類從所收の年號關係の書や、岩崎家の東洋文庫所藏の夥しい記録類によつて明らかである。ところで東洋文庫の改元關係の夥しい記録その一部分を樋口慶千代氏の御厚意により拜見する事ができた、厚く御禮申上げるの中の「年號字鈔」と云ふのを見ると、土御門天皇の御代より四條天皇御代頃までの年號勘進には藤原孝範、同資實、菅原在高、同淳高、其の他にも關しては居るが、菅原爲長は大てい關係し、建曆孝範も同案、建保、承久、貞應、元仁、寛喜、貞永、天福などは何れも爲長註一勘進のものが採用せられて居るのである爲長の編。御記參照。斯う云ふ風に菅家の文章博士として、年號勘進に關係せなければならぬ爲長であるとして見れば、年號を選定する参考書として、和漢年號字抄の如きを作ると云ふ事は有りさうな事である。しかし爲長は參議正二位を極官として寛元四年三月二十八日に八十九歳の高齡を以て薨じ「朝之重器、國之元老」公卿補任所引平戸記と惜まれて居るのである。年號字抄は寛元が實治のものだらうと云ふ推定と、爲長の存在期とは矛盾は無いのである。たゞ爲長が餘り高齡である事が、年號字抄の如きを書く

のにや、不似合のやうではあるが、彼が老耄して居たので無いとすれば、

平戸記には老耄して居たと云ふやうな様子は見えない。腫物で薙じたりしい。宋代此病考不聞

事也」と云はれる程の長壽を保つた人だから、年號字抄のやうな編纂物を書くのがふさはしく無いとは云へないのである。

寧ろ、自分が年號勘進に關係した過去を追想し又子孫のため

子息の長成や高長は文章博士に任ぜられて家學を繼承して居る

を思つて、本書の如きを書

いたと見る事は不穩當では無い。群書類從雜に收められて居る編御記一卷は、爲長が自分の關係した年號勘進を記録

したものであるが、其の延應と改元せられた時の條を見ると、爲長の勘進した正元・延元の二號に難陳ありて、權大

納言通忠二十四歳、前内大臣久我通光の子が延元は、元字に君ミと云ふ訓があり、延元はキミヲヒクであつて不可と難じたので、爲長が

「元有君ミ讀之條、出自何書候哉」と逆襲すると通忠は「在東宮切韻」と答へ、爲長が「東宮切韻、全無君釋」と駁する

と通忠が「玉篇有之」と答へ、通忠の從兄弟の具實權大納言、三十七歳が「始被引東宮切韻、今變詞破、引玉篇如何」と擲論し

たので通忠が答に窮した事を記して居る。斯くの如く年號の用字は大體定つて居り、其の音義が問題と成り、東宮切

韻の如きが典籍として引かれる事があつたので、其の東宮切韻の著者是善卿の後裔たる事を誇りとする爲長が、和漢

年號字抄の如きをも編纂したのだとも云ひ得る。一體爲長は當時の鴻儒であり、字鏡集七卷又は二十卷の如きは其の

著であると云はれて居るがこれは疑はしいとしても、他に編御記一卷と文鳳鈔十卷や管蠡鈔十卷がある。編御記は年

號勘進の記録であり、取り立てて云ふ程のものでは無いが、文鳳鈔十卷は作詩文用の美辭佳句熟語故事を支那の典籍

より蒐集して、天象部、歲時部、地儀部、居處部、神仙部、釋教部、友部、音樂部、飲食部、寶貨部、服用部、草樹

部、鳥獸部、魚虫部、方角部、光彩部、用訓部、(但し私の見た寫本は第五卷が無い)等に大まかに分類した美辭佳句故事

(註二)で第五卷所收の部名に列らぬ)

辭典とも云ふ可きものにて自分の見た本には序跋も署名も無いから爲長の著であると云ふ事は判らぬが、永仁頃の本

朝書籍目録に「文鳳抄十卷菅原爲長卿撰」とあるので爲長の作なる事は明らかだ。著述年代は判らぬ。十卷揃うた本は見ないが、諸所に散在するものを集めると、十卷が完備するのは、幸ひである。次ぎに菅蠡鈔十卷又は五卷は、刊本として

菅蠡鈔古活字本 十卷を上中下三卷三冊に製本して居る。善本
影譜甲戌第五輯に寫眞が一葉收められて居る

菅蠡鈔 五卷、林道春の片假名註の存するもの
寛文十一辛亥曆孟夏吉日板行「美濃版」

博覽古言 五卷五本、美濃版、右の寛文版と殆んど同じで、兩者を比べても區別が見分け難い程だが確かに同版後刷である。
天明五乙巳年發行「江戸須原屋伊八刊。原名は菅蠡鈔だが博覽古言と改める由の書肆の斷書が卷頭にある。

菅蠡鈔 活版、四六版假裝、明治二十八年十月刊。正三位五條爲榮子訂正などあるが、
扉に「菅原道實公遺書」「實字は寫本のまゝ、」などありて、感心せぬ書である。

譯 菅蠡鈔 袖珍洋一冊、明治四十四年一月四日發行、
東海林蕉南補註。

などがあるので、内容はよく知られて居るだらう。修身治國平天下に役立つ金言要語を蒐集して、君臣、政事、文學、武備、禮法、官制、祭祀、人倫、人事、刑法、祥瑞、臣道、風俗に類聚したもので、意義分類體金言辭書と云ふ可きだ。著者に就いては、序跋署名等が無いために、天明五年本には「相傳、菅相公編輯玉延喜帝ニ奉セ玉所ノ書ナリ」と記し、明治二十八年本も「菅原道實公遺書」とし、「訂正」者五條爲榮子菅公の後裔の序に「吾聞、公奉宇多帝之命、鈔六經史傳之語數千百條、類別爲數十門、名曰菅蠡鈔……」と云つて居るが、東海林氏の譯註本は「作者は一般に菅公なりと傳へられ居れど、後人の僞作たるは多辯を須たず。……要するに共に○希云、道春作と稱せられる註釋と共に○義徳川時代の或好事者の手によつてなれるものなるべし」などとも云つて居る。しかし自分は後法興院政家の日記の應仁元年の條に

十一月廿九日辛卯陰、酉刻小雨瀟、藤壽借賜双紙菅蠡鈔爲長卿抄出云々今日より書寫

十二月十二日甲辰……管蠡抄上下到今日書寫了

とある事により、爲長の著述である事を信じて居たが、善本影譜甲戌第五輯の解説により、山田孝雄博士御所藏の寫本にも、爲長の著なる由明記してある事を知つたので、山田博士に御教示を仰いだところ、其の本は慶長頃の寫本にして和學講談所の舊藏零本三冊流布本の八冊までに當るにて、何うやら四冊本が一冊失はれたものらしく、政家記に「上下」とあるのを参照すると、元來は上下二卷本にして、其れが各二冊と成り、四冊本又は四卷本と成り、其の中の三冊だけが残つたものと思はれると博士が推定せられるものであつた。さて其の本の中卷即ち第二冊の末に、金澤なやま文庫の所有者金澤貞顯の

徳治三年二月廿五日點校畢

正五位下行越後守平朝臣在判

同三月二日重校合畢菅相公

爲長卿抄云々 貞顯

と云ふ奥書があるのである。管蠡鈔が爲長の著述である事は確かであらう。

此の他爲長は、臥雲日件録では平家物語の作者であるとせられて居るが、山田博士の平家物語考五八五頁の所説の如く否定すべきであらう。だが尼將軍平政子のために、貞觀政要十卷を假名に書き下したとする臥雲日件録寛正四年五月七日條や宗五大帥紙の説は認めて可いと思ふ。爲長の假名書本は正保中註三に開版せられ、爲長相傳の本を寫したと覺しい點本も傳存して居る藝文六の十一號 眞本貞親政要考 とにかく爲長は斯う云ふ風な人であつた。文鳳鈔にせよ管蠡鈔にせよ、編纂物に過ぎ

ないのだから、大著述とは云へないけれど、斯う云ふ啓蒙的な仕事に興味を有して居た人であつたのだ。此の人をば和漢年號字抄の著者に擬するは不穩當ではあるまい。文鳳鈔や管蠡鈔は、序跋署名の無い點では年號字抄と同じである。三書ともに意義分類辭書體である點でも一致する。是れらの事も爲長説の傍證と成りうると思ふ。但し斯くは云ふものゝ、爲長の著述であると云ふ確證は他の記録類から見つけて居る譯でも無いから、右の推定説はどこまでも自分の主觀的な臆測説である。

（註一。森本角藏氏の日本年號大觀によると、文曆・仁治・寛元も爲長の勘進である。但し建保は見えない。註二。第五卷は「人部」である由な浪野知三郎氏より教へて頂いた。）

一一

和漢年號字抄の如きは、和漢の年號字を類聚し、其れに東宮切韻を其のまゝ引いて、音義を註したに過ぎないものだから、和漢の年號を集めた書でも所持して居る場合には、本書を作るのは、極めて容易であり、大儒で無くとも平凡な人間でも出来る仕事である。故につまり本書の如きは、學術的な著述では決して無く、何う考へても大した價値は認め難いものであるが、しかし本書が引いて居る東宮切韻が、佚書であると認められて居る現在に於いては、本書が東宮切韻を一七四條以上も引き、しかも引くには概して東宮切韻の有りのまゝの姿で引用して居ると認められる點に於いて、無上の價値を認めなければならぬ。換言すれば本書は、書物其のものの學術的價値は至つて乏しいが、東宮切韻の佚文を夥しく——信瑞音義は一五一條だと云はれて居るが、本書は一七四條以上である——收めて居ると云ふ點で最も重要視すべきものであるのだと思ふ。（昭和十年八月十三日稿）

（註三。「正保四年正月吉日」京の澤田庄左衛門刊行。美濃版十卷五本、片假名。署名無し、果して爲長のであるか何うかは、爲長の點本と比べ、又國語學的考察をせなければ判らない。）

昭和十年十一月二十日印刷
昭和十年十一月廿五日發行

立命館三十五周年記念論文集文學篇

定價金叁圓



編輯者

小泉 夢三

發行者

京都市上京區寺町廣小路東
立命館出版部
竹上孝太郎

印刷者

京都市下京區北小路新町西入
須磨勘兵衛

外埠郵購本製
內埠郵購本製
印刷所製

發行所

京都市上京區寺町廣小路
振替大阪二六九四番
東京市京橋區銀座西二ノ一
振替東京七五三六二番

立命館出版部